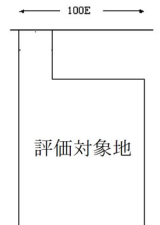


特定路線価設定申出書の提出チェックシート

フリガナ
申出者氏名：

「特定路線価設定申出書」を提出する場合には、次の事項のチェックをお願いします（原則として、「はい」が全てとなった方のみ提出できます。）。

1 特定路線価の設定を必要とする年分の路線価は公開されていますか。	いいえ	路線価の公開前に提出された場合には、路線価が公開された後の回答になります。
<input type="checkbox"/> はい		
2 特定路線価の設定を必要とする理由は、相続税又は贈与税の申告のためのものですか。	いいえ	相続税又は贈与税の申告以外の目的のためには、特定路線価を設定できません。
<input type="checkbox"/> はい		
3 評価する土地等は、「路線価方式」により評価する地域（路線価地域）内にありますか。 ※ 財産評価基準書（路線価図・評価倍率表）で確認できます。	いいえ	「倍率方式」により評価する地域内にある土地等は、固定資産税評価額に所定の倍率を乗じて評価します。
<input type="checkbox"/> はい		
4 評価する土地等は、路線価の設定されていない道路のみに接している土地等ですか。	いいえ	原則として、既存の路線価を基に画地調整等を行って評価します。
<input type="checkbox"/> はい		
5 特定路線価を設定したい道路は、評価する土地等の利用者以外の人も利用する道路ですか。	いいえ	例えば、下図の場合、評価対象地が路線価の設定されている道路に接しているため、その路線価を基に評価します。
<input type="checkbox"/> はい		
6 特定路線価を設定したい道路は、建物の建築が可能な道路ですか。 ※ 都県又は市町村の部署（建築指導課等）で確認できます。	いいえ	なお、評価方法など不明な点につきましては、相続税又は贈与税の納税地を管轄する税務署にご相談ください。
<input type="checkbox"/> はい		
相談の結果、「特定路線価設定申出書」を提出していただく場合もあります。		
<p>★ 特定路線価は、原則として「建築基準法上の道路等」に設定しています。</p> <p>「建築基準法上の道路等」とは、</p> <p>① 「建築基準法第42条第1項第1号～第5号又は第2項」に規定する道路</p> <p>② 「建築基準法第43条第2項第2号（平成30年9月25日改正前の建築基準法第43条第1項ただし書を含む。）」の適用を受けたことのある敷地に面する道をいいます。</p>		



納税地を管轄する税務署に「特定路線価設定申出書」を提出してください。

※ 納税地は、相続税の場合は被相続人の住所地、贈与税の場合は受贈者の住所地となります。

- ※ 「特定路線価設定申出書」の提出時にこのチェックシートも併せて提出してください。
- ※ 財産評価基準書（路線価図・評価倍率表）は国税庁ホームページ【www.rosenka.nta.go.jp】で確認できます。
- ※ 通常、回答までに1か月程度の期間を要します。
- ※ このチェックシートについての不明な点につきましては、特定路線価を設定する土地等の所在する地域の評定担当署の評価専門官（裏面参照）にご相談ください。

評価専門官配置署一覧

評価専門官配置署名		管轄区域
千葉県	千葉東	千葉市中央区の一部(※)、千葉市花見川区・稲毛区・若葉区・美浜区、習志野市、八千代市、船橋市
	千葉南	千葉市中央区の一部(※)、千葉市緑区、市原市、館山市、鴨川市、南房総市、安房郡、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、茂原市、勝浦市、いすみ市、長生郡、夷隅郡
	市川	市川市、浦安市、松戸市、流山市、鎌ヶ谷市、野田市、柏市、我孫子市
	成田	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、印旛郡、銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、香取郡、東金市、山武市、大網白里市、山武郡
東京都	神田	千代田区、中央区、港区、渋谷区、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
	四谷	新宿区、中野区、豊島区、板橋区、練馬区
	目黒	目黒区、品川区、大田区
	世田谷	世田谷区、杉並区
	足立	足立区、文京区、台東区、北区、荒川区
	江戸川北	江戸川区、墨田区、江東区、葛飾区
	八王子	八王子市、青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、西多摩郡、町田市、日野市、多摩市、稲城市
武蔵府中	府中市、調布市、狛江市、立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市、武蔵野市、三鷹市、小金井市、小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市	
神奈川県	横浜中	横浜市西区・中区・保土ヶ谷区・旭区・瀬谷区・南区・磯子区・金沢区・港南区・戸塚区・栄区・泉区
	川崎北	横浜市鶴見区・神奈川区・港北区・緑区・青葉区・都築区、川崎市
	藤沢	藤沢市、茅ヶ崎市、高座郡、横須賀市、三浦市、鎌倉市、逗子市、三浦郡、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市
	厚木	厚木市、愛甲郡、平塚市、秦野市、伊勢原市、中郡、小田原市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡、相模原市
山梨県	甲府	山梨県

※ 管轄区域の詳細はお近くの税務署にお尋ねいただくか、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧ください。